

SDAT 労働安全衛生基本方針

制定 2026年4月1日

株式会社SDATは「当社従業員、ならびに同じ職場で働く派遣会社社員・納入業者・工事業者・来訪者等のステークホルダーの健康と安全を確保すること」を重要事項と認識しています。これらすべての人が安全かつ安心して働ける職場環境の提供を目指し、本方針を表明します。

1. 法令・社内基準の遵守

職場の労働安全衛生に関する法令、社内基準を含めたその他の要求事項を遵守し、より一層の労働安全衛生管理に努めます。

2. 継続的改善による労働災害の防止

職場の労働安全衛生に与える危険源および影響度を特定、評価し優先順位付けを行います。その上で、危険源の除去・低減計画を設定し、継続的改善を推進します。

3. 心身の健康と安全の確保・安心して働ける職場環境づくり

労働災害の防止を徹底し、健康と安全の確保と、安心して働ける職場環境づくりに取り組みます。

4. 高年齢者の労働災害防止

労働災害についてのリスクアセスメントを実施し、加齢にともなう心身の機能変化に配慮した職場環境の改善に取り組みます。

5. コミュニケーションの推進

労働安全衛生に関する情報を周知し、働く人との対話を通じて意見や提案を積極的に受け入れ、労働安全衛生活動を実行していきます。

株式会社SDAT
代表取締役社長 御所名 健司